

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）による採石法（昭和25年法律第291号）および砂利採取法（昭和43年法律第74号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 採石法および砂利採取法の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。（第2条関係）
- (2) この条例は、平成27年12月26日から施行することとします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p>	<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p>
<p>第2条 第1項 省略</p>	<p>第2条 第1項 省略</p>
<p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p>	<p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(31) 省略</p>	<p>(1)～(31) 省略</p>
<p>(32) 採石法に基づく事務手数料</p>	<p>(32) 採石法に基づく事務手数料</p>
<p>採石法(昭和25年法律第291号)第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 18,000円</p>	<p>採石法(昭和25年法律第291号)第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 18,000円</p>
<p>採石法第32条の4第1項第5号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,300円</p>	<p>採石法第32条の4第1項第6号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,300円</p>
<p>採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の手数料 1件につき 8,000円</p>	<p>採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の手数料 1件につき 8,000円</p>
<p>採石法第33条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき 58,000円</p>	<p>採石法第33条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき 58,000円</p>
<p>採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき 37,000円</p>	<p>採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき 37,000円</p>
<p>(33)～(62) 省略</p>	<p>(33)～(62) 省略</p>
<p>(63) 砂利採取法に基づく事務手数料</p>	<p>(63) 砂利採取法に基づく事務手数料</p>
<p>砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 18,000円</p>	<p>砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 18,000円</p>
<p>砂利採取法第6条第1項第5号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,300円</p>	<p>砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,300円</p>
<p>砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の手数料 1件につき 8,600円</p>	<p>砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の手数料 1件につき 8,600円</p>
<p>砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき 37,700円</p>	<p>砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき 37,700円</p>

旧	新
<p>砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき 17,000円 (64)～(86) 省略 第3条以下 省略</p>	<p>砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき 17,000円 (64)～(86) 省略 第3条以下 省略</p>